

# 栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

( 整理番号 0505 )

第2回 栃木県最低賃金専門部会

令和5年8月3日 一部公開

開催日時	令和5年8月3日(水)	13時58分～16時51分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度栃木地方最低賃金審議会第2回栃木県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の荻原委員及び労働者代表委員の津村委員が欠席、杉田部会長は15時過ぎからの出席となることから、委員定数9名中7名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とし、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、ここからの議事につきましては、杉田部会長が到着されるまでの間、黒川部会長代理より進行をよろしくお願いいたします。</p>
黒川部会長代理	<p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p>

<p>事務局</p> <p>各代表委員</p>	<p>本日の専門部会におきましても、公労使三者が集まって議論する部分については公開とし、三者が集まる場面であっても採決がある場合には、その部分は非公開といたします。</p> <p>傍聴の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題（１）の「中央最低賃金審議会会長の説明動画視聴」についてです。</p> <p>今般、私ども地方最低賃金審議会委員に対し、中央最低賃金審議会会長からの説明動画が用意されております。</p> <p>動画に限らず、中央の審議会会長から地方審議会委員に対し、このように直接的にメッセージが発せられること自体が異例かと思いますが、そのあたりの経緯や背景等につきまして、まずは事務局から説明をお願いします。</p> <p>また、事務局には、説明の間に動画投影の準備を進めていただき、皆様には、事務局説明に引き続き、動画を御視聴いただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>—中央最低賃金審議会会長メッセージにかかる経緯・背景説明 —</p> <p>【 中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージ動画視聴 】</p> <p>— 令和５年７月２８日令和５年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ —</p> <p>中央最低賃金審議会の戎野と申します。</p> <p>令和５年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>１点目はこのビデオメッセージの趣旨です。</p> <p>令和５年４月６日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。</p> <p>これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和５年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いた</p>
-------------------------	---

だく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたい

と思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示いたしました資料について

は、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であ

	<p>るというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。</p> <p>5点目、最後になります。これは公労使による真摯な議論についてです。</p> <p>これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであり、地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。</p> <p>以上です。どうもありがとうございました。</p>
黒川部会長代理	<p>ただ今の動画を御覧になり、何か御意見や御質問等はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
黒川部会長代理	<p>特に御質問などないということによろしいですね。</p> <p>今年度の目安額や答申文、そこに至った中央の公益見解等につきましては、前回の審議会の資料として皆様にも配付されており、事務局の説明、今回の動画も参考にしつつ、このあとの活発な審議をお願いします。</p> <p>それでは、議題（2）の「栃木県最低賃金の金額改定について」に進みます。</p> <p>まず、他局の結審状況等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>現時点におきましては、本省及び他局からの正式な情報等はございません。</p>
黒川部会長代理	<p>労働者側、使用者側からは、他県の情報等は何かありますか。</p>
菊嶋委員	<p>労働側の連合で把握しているのが1件あります。愛知県Aランクが昨日、41円の引上げが全会一致で決まったという報告を受けています。本審は8月4日、発効日は10月1日という報告を受けていますので、この場で共有させていただきたいと思っております。</p>
黒川部会長委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。よろしいですか。</p> <p>ただ今、貴重な情報をいただきましたが、他県はあくまでも他県ですし、他県の状況が栃木の審議に直接影響するものではありませんが、審議を進めていくうえで参考になることもあるかもしれませんの</p>

	<p>で、今後においても、何か情報等が入った場合には、可能な限り共有いただければと思います。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の金額審議に入っていきたいと思いますが、まずは、前回の審議状況を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>前回、第1回専門部会につきましては、第2回本審に引き続き開催され、公・労・使それぞれの協議を挟みながら、公労協議が4回、公使協議が3回行われました。</p> <p>その結果、第1回専門部会終了時点では、労働者側の引上げ提示額は68円、使用者側の引上げ提示額は17円でした。</p> <p>以上です。</p>
黒川部会長代理	<p>ただ今の事務局説明で間違いないですか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
黒川部会長代理	<p>金額の他にこの場で何か確認しておきたいことや、補足説明しておきたいこと等がありますか。</p>
各代表委員	<p>— 特になし —</p>
黒川部会長代理	<p>では、先ほど事務局から第1回専門部会終了時点での労使それぞれの提示金額の確認がございましたが、労使それぞれの主張には、まだ大きな隔たりがあり、前回は、本日の第2回専門部会に向け、さらなる御検討をお願いし終了となりました。</p> <p>前回は、4回目の公労協議まで行ったところで終了となりましたので、本日は公使協議から開始したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
黒川部会長代理	<p>それでは、これ以降の協議につきましては、公労使それぞれの協議室にて行い、また、公労協議・公使協議は、公益協議室に適宜御足労いただいて協議を行うこととします。</p> <p>よって、以降、しばらくの間は、「三者が揃って協議する場面」ではありませんので「非公開」とします。</p> <p>なお、本日の協議の最後に、各委員にはこの会場に再度御参集いただき、本日の協議内容の確認及び本日時点でのまとめを行うこととしますが、その場面は「三者が揃って協議する場面」ですので、そこからは再度「公開」といたします。</p> <p>ただし、短期間での集中した協議を行うため、本日、三者が再度参集することとなる時刻につきましては、現時点では未定であり、まったく読めない状況です。</p>

	<p>傍聴人の方々におかれましては、事情を御理解の上、再度三者が揃う場面までお待ちいただく場合は、事務局の指示に従ってお待ちくださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、それぞれの協議室に移動後、事務局がお声掛けをし、最初に公使協議を行い、その後は、公労協議・公使協議を適宜行っていききたいと思います。</p> <p>事務局は、公労使委員をそれぞれ協議室へ御案内ください。</p> <p>— それぞれの協議室に移動 —</p>
事務局	<p>使用者側から打合せをしたいので少し時間をいただきたいということですが、いかがでしょうか。</p>
黒川部会長代理	<p>お待ちしたいと思います。時間がかかるようであれば、労働者側との協議を先に行いたいと思いますので、労働者代表委員に確認していただけますか。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>— 労働者代表委員に確認 —</p>
事務局	<p>労働者側は、大丈夫だそうです。</p>
黒川部会長代理	<p>それでは、労働者代表委員をお呼びください。</p> <p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 杉田部会長到着入室 —</p> <p>— 公益協議（現在までの協議経過を部会長に説明） —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p> <p>— 協議進行を黒川部会長代理から杉田部会長に交替 —</p> <p>— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p>

	<p>— 第3回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>— 公労使代表委員 審議会場へ移動 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p>
杉田部会長	<p>それでは審議を再開しますが、ここからは「三者が揃って協議する場面」になりますので、議事は「公開」といたします。</p> <p>本日は、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議をしたいと思いません。よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、事務局より本日の協議結果の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>第1回専門部会に引き続き、本日も公・労・使それぞれの協議を挟みながら、3回の公労協議、3回の公使協議が行われました。</p> <p>その結果、本日の審議終了時点では、労働者側は51円の引上げ提示があり使用者側からは29円の引上げ提示がありました。</p> <p>以上です。</p>
杉田部会長	<p>ただいまの事務局の報告でよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田部会長	<p>それでは、本日の金額審議はここまでといたします。</p> <p>本日も、労使ともそれぞれのお立場において忌憚なく御主張いただくとともに真摯に御協議いただき、ありがとうございました。</p> <p>しかしながら、双方の主張にはまだ開きがあり、さらなる歩み寄りが必要です。</p> <p>次回の審議においては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見出し、結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに更なる御検討をよろしくをお願いします。</p> <p>なお、現時点におきましては、次回の第3回専門部会を最終回としたいと考えており、8月7日（月）午後1時30分から、ここ5階大会議室において開催いたします。</p> <p>また、この日は、午後4時から第3回最低賃金審議会本審が予定されていますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次の議題の（2）その他ですが、委員の皆様、何かござ</p>

	いますか。
各代表委員	— 質問等なし —
杉田部会長	<p>特に無いようですので、以上で本日の専門部会は全て終了となります。</p> <p>本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第2項ただし書の規定により議事録の一部を公開とし、第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	<p>それでは、議事録の内容確認についてですが、公益側の確認者は、本日私は途中出席ですので、冒頭から御出席されました黒川委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
黒川委員	了解しました。
杉田部会長	<p>労側・使側もそれぞれどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田部会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いします。</p> <p>これをもって、第2回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>長時間にわたり、お疲れさまでした。</p>